

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下 線 部 変 更
(2026年7月20日)

新	旧
(トライオートCFD) 本約款は、お客様とインヴァスト証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う店頭CFD取引「トライオートCFD」（以下「本取引」といいます。）に係る権利義務関係について定めたものです。 第1条（約諾） お客様は、当社ホームページの口座開設お申込みフォームにある以下の書面等について熟読し、かつ、十分に理解したうえで、同意・承諾いただき、当社に対し本取引の開始を申込むものとします。 ・取引報告書等の電子交付に関する同意書 ・勧誘方針、個人情報保護方針 ・店頭外国為替証拠金取引・店頭 CFD 取引に係るご注意 （削 除） ・トライオートCFD取引説明書（契約締結前交付書面）（以下「説明書」といいます。） ・店頭CFD取引 契約約款（本約款） ・反社会的勢力でないことの確約書 （削 除） ・確認書（トライオートCFD） （現行どおり） 3. 当社は、本取引にて発生するお客様の損益金および金銭の受払いを、<u>トライオートCFD（バラエティ）口座およびトライオートCFD（株価指数）口座それぞれ</u>で処理するものとします。 ※<u>トライオートCFD（バラエティ）</u>は、別途金利調整額、貸株料調整額、分配相当額の受払いが発生します。 ※<u>トライオートCFD（株価指数）</u>は、別途金利・配当相当額の受払いが発生します。 （現行どおり） 第4条（自己責任およびリスクの確認） （現行どおり） 2. （現行どおり） （1）～（4） （現行どおり）	(<u>トライオートETF</u>、トライオートCFD) 本約款は、お客様とインヴァスト証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う店頭CFD取引「<u>トライオートETF</u>」および「<u>トライオートCFD</u>」（以下「本取引」といいます。）に係る権利義務関係について定めたものです。 第1条（約諾） お客様は、当社ホームページの口座開設お申込みフォームにある以下の書面等について熟読し、かつ、十分に理解したうえで、同意・承諾いただき、当社に対し本取引の開始を申込むものとします。 ・取引報告書等の電子交付に関する同意書 ・勧誘方針、個人情報保護方針 ・店頭外国為替証拠金取引・店頭 CFD 取引に係るご注意 ・<u>トライオートETF取引説明書（契約締結前交付書面）（以下「説明書」といいます。）</u> ・トライオートCFD取引説明書（契約締結前交付書面）（以下「説明書」といいます。） ・店頭CFD取引 契約約款（本約款） ・反社会的勢力でないことの確約書 ・<u>確認書（トライオートETF）</u> ・確認書（トライオートCFD） （省 略） 3. 当社は、本取引にて発生するお客様の損益金および金銭の受払いを、<u>全て本口座</u>で処理するものとします。 ※<u>トライオートETF</u>は、別途金利調整額、貸株料調整額、分配相当額の受払いが発生します。 ※<u>トライオートCFD</u>は、別途金利・配当相当額の受払いが発生します。 （省 略） 第4条（自己責任およびリスクの確認） （省 略） 2. （省 略） （1）～（4） （省 略）

新	旧
(5) 本取引は、建玉を翌営業日に持ち越すことにより、金利等調整額の受払い※が発生することにより損失が生じる可能性があること ※トライオートCFD（バラエティ）は、金利調整額および売建玉については貸株料調整額の支払いが発生します。 ※トライオートCFD（株価指数）は、金利・配当相当額の受払いが発生します。 (6) 当社が取り扱う銘柄においては、各取引所やカバー先の需給等の状況によって、予期した価格で売買出来ない可能性や売買が成立しない可能性があります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更および同盟罷業により、取引自体が困難または不可能となるおそれがあることまた、トライオートCFD（バラエティ）で取り扱う上場投資信託（ETF）が、各取引所の定める上場廃止基準に該当する場合、上場廃止になる可能性があること (7) ～ (10) (現行どおり) (現行どおり)	(5) 本取引は、建玉を翌営業日に持ち越すことにより、金利等調整額の受払い※が発生することにより損失が生じる可能性があること ※トライオートETFは、金利調整額および売建玉については貸株料調整額の支払いが発生します。 ※トライオートCFDは、金利・配当相当額の受払いが発生します。 (6) 当社が取り扱う銘柄においては、各取引所やカバー先の需給等の状況によって、予期した価格で売買出来ない可能性や売買が成立しない可能性があります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更および同盟罷業により、取引自体が困難または不可能となるおそれがあることまた、トライオートETFで取り扱う上場投資信託（ETF）および上場投資証券（ETN）が、各取引所の定める上場廃止基準に該当する場合、上場廃止になる可能性があること (7) ～ (10) (省 略) (省 略)
第11条（両建て取引） 同一銘柄の売り買い双方の建玉を同時に保有することを両建て取引といいます。お客様は、本取引において両建て取引を行う場合には、分配相当額や金利等調整額の受払い※が発生し損計算になることおよび売買価格差を二重に負担するなどの経済的合理性を欠くおそれがある取引であることを承諾したうえで行うものとします。 ※トライオートCFD（バラエティ）は、分配相当額や金利調整額の受払いが、売建玉については貸株料調整額の支払いが発生します。 ※トライオートCFD（株価指数）は、金利・配当相当額の受払いが発生します。 (以下、現行どおり) 以上 2026年7月17日作成 2026年7月20日交付	第11条（両建て取引） 同一銘柄の売り買い双方の建玉を同時に保有することを両建て取引といいます。お客様は、本取引において両建て取引を行う場合には、分配相当額や金利等調整額の受払い※が発生し損計算になることおよび売買価格差を二重に負担するなどの経済的合理性を欠くおそれがある取引であることを承諾したうえで行うものとします。 ※トライオートETFは、分配相当額や金利調整額の受払いが、売建玉については貸株料調整額の支払いが発生します。 ※トライオートCFDは、金利・配当相当額の受払いが発生します。 (以下、省 略) 以上 2025年10月29日作成 2025年11月3日交付